

～ お知らせ ～ 金属くず営業条例編

「奈良県金属くず営業条例」に規定されている内容の一部を簡単に説明します。
詳細については、ご自身で条例・施行規則等を確認し、適正な営業をしてください。

許可証等の書換義務

「金属くず商許可証」「金属くず行商届出済証」の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書換えを受けなければなりません。

名義貸しの禁止

金属くず商は、自己の名義をもって、他人に金属くず業をさせてはなりません。

標識の掲示義務

金属くず商は、営業所の見やすい場所に、金属くず商の標識を掲示しなければなりません。

確認及び申告

金属くず商は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするとき（以下「売買等」という。）は、相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければなりません。

金属くず商及び金属くず行商人は、売買等をしようとする金属くずについて不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければなりません。

帳簿等への記載義務等

金属くず商は、売買等のため金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度、所定の事項を、帳簿若しくはこれに類する書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければなりません。

- ・ 帳簿等は、最終の記載から1年間、電磁的方法による記録は、記録をした日から1年間、保存しなければなりません。
- ・ 帳簿等又は電磁的方法による記録を損傷・亡失・滅失したときは、直ちに、警察署長に届け出なければなりません。

品触れ

金属くず商は、品触れに相当する品物を所持していたとき、又は受け取ったときは、直ちに、警察官に届け出なければなりません。

休業の届出

金属くず商は、3ヶ月以上休業しようとするときは、公安委員会に届出書を提出しなければなりません。

届出済証の携帯義務

金属くず行商人は、営業中、金属くず行商届出済証を携帯し、警察職員の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

立入

警察職員が、営業所に立ち入りを行うことがあります。

帳簿の様式

第8号様式（第10条関係）

金属くず受払台帳										
受			入				払 出			
年月日	品目	数量	特徴	職業	住 所	氏名年令	年月日	職 業	住 所	氏名年令

記載上の注意

- 1 品目欄には、（鉄）（鉛）（真鍮）（銅）（アルミニウム）などと1品ごとに記載するものとする。ただし、同一品質、種類、特徴で識別できないものは、一括記載してもさしつかえない。
 - 2 特徴欄には、（鉄アミ）（3 mm 銅線）（2.54cm 真鍮管）などとその物品の本来の使用目的を識別できる品名を記載すること。
 - 3 職業欄には、（何商店自動車運転者）などと具体的に記載すること。
 - 4 同一帳簿ですでに相手方の住所、氏名、職業、年令を記載した以後は、その住所等に異動のない限り氏名のみ記載してよい。
 - 5 書き損じたときは、用紙を破棄することなく、記載事項を読み得る程度に斜線を引くこと。
- （注）この様式の各項目のほかに単価、金額などを記載してもよい。

標識の様式

※ 奈良県警察のウェブサイトに掲載していますので活用してください。

第7号様式（第9条関係）

金 属 く ず 商	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 番 号	第 号
氏名又は名称	
住所又は所在地	
営業所の名称	
営業所の所在地	

- 備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



【問い合わせ先】 奈良県警察本部
 生活安全企画課営業係
 TEL: 0742-23-0110(内線: 3043・3044)